

院内保育所充実を求める国会要請行動概要報告

【日 時】 2025年11月21日(金) 15時～16時30分

【会 場】 参議院議員会館 B101 会議室

【参 加】 全日本民医連保育世話人

岩手・どんぐり保育園 吉田容子、岐阜・わらべ保育所 日比野美津代、奈良・土庫病院ひまわり保育所 中里久美子、広島・ひまわり保育宣 長谷川清美、熊本・菊陽ぽっぽ保育園 川上隆子
全日本民医連 常駐理事 宮川喜与美(進行)、事務局 野口昭彦・伊藤志郎

【オンライン発言】 山口 協立こぐま保育園 斎藤 譲、熊本 ぽっぽ保育園 大石八重、その他オンライン参加2名

【同 席】 白川 容子 参議院議員、本村 伸子 衆議院議員

【対 応】 内閣府 こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室 松村美佳係長、倉田修一係長

保育政策課 寺嶋 仁子課長補佐

厚生労働省 医政局看護課・地域医療計画課兼任 久保 慎一郎 主査

【あいさつ/熊本・川上隆子(保育世話人代表)】

地域医療介護総合確保基金の通知(2025年10月14日)では、病院内保育所運営事業保育士一人当たりの月額単価が11年ぶりに180,800円から237,400円へ引き上げられ、認可外院内保育所にとって大きな希望となりました。子どもたちがどこに生まれどこで育っても、格差なく安心安全の質の高い保育環境が与えられることが私たちの願いです。下記の要請事項に具体的で誠意ある回答をお願いします。

◆要請項目ごとの回答

1. 医療現場を支える院内保育所がより良い保育を続けていくために以下について対策を講じること。

(1)院内保育所が保育所の認可基準を満たしているにもかかわらず、認可移行できない状況を把握し、自治体に対し、医療現場のニーズを踏まえ院内保育所の認可や整備を進めるよう、国から働きかけること。

厚労省回答:院内保育所の運営整備は、医療従事者の離職防止および再就職を促進するため、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金(以下基金)における医療従事者の確保に関する事業の中で財政支援を行っており、令和7年度予算は医療分909億円を確保しています。安定した運営ができるよう引き続き、基金の予算確保と適切な周知に努めてまいります。
(2)自治体の事情で、認可の条件が整っているにもかかわらず認可が難しいとされる院内保育所には、地域医療を守るためにもう一步踏み込んだ(認可並みの)補助をおこなうよう国から働きかけること。

厚労省回答:各都道府県において地域の実情に応じて補助基準額等を定めて交付しています。加算の新設や増額等は、まずは都道府県とよくご相談いただきたい。

(3)地域の認可保育所が充実する一方、特に日祝日や夜間の保育については、公的な措置が行き届かず、病院が運営する院内保育所頼みという現状がある。夜間休日保育のみでも安全に運営が出来るよう、こども家庭庁も連携し対策を講じること。

厚労省回答:開所時間等については院内保育所を設置、運営する個々の領域において子どもを預ける側のニーズや保育士等の院内保育所の体制などを総合的に勘案し、適切に設定いただくものと承知しています。

(4)10月14日に発出された通達を受け、全ての自治体で地域医療介護総合確保基金の標準単価に準じた補助金制度に今年度から早急に改善していくよう、強く働きかけること。また、院内保育所の保育士の専門性や労働を考慮し、標準単価を保育士の人事費に反映させるよう、自治体に働きかけること。

厚労省回答:基金を活用した院内保育所に対する財政支援は、地域の実情に応じて補助基準額を各都道府県が決めていますが、厚生労働省としても医療従事者の離職防止、再就業を促進するため、都道府県には支援の充実に取り組んでいただきたいと考えているところです。機会を捉えて周知に努めてまいります。

(5)地域医療介護総合確保基金を使った各都道府県の院内保育所運営費補助金制度の実施状況を把握し、示すこと。厚労省のホームページから各都道府県の院内保育所運営費補助金制度の要綱を閲覧できるよう整備すること。

厚労省回答:都道府県の院内保育所運営費の使用状況の一覧は各都道府県に設置された基金の枠内で各都道府県が計画

し事業を実施していることから、詳細につきましては都道府県にお尋ねいただきたいと考えています。

(6)地域医療を守る医療従事者が働き続ける環境を整えるために、日祝日や夜間に特化した保育所にも、国が責任をもち加算ではなく運営費を交付すること。

(7)夜間、日祝日の保育に対して、体制を整えているにも関わらず、当日キャンセルなどで保育が実施されない場合にも運営費を交付すること。

厚労省回答:(6)(7)各都道府県に設置された基金の枠内で各都道府県が計画し、事業を実施していることから、新設や増設につきましては、都道府県とご相談いただきたいと考えています。

(8)院内保育所運営費補助金制度の人数区分は、国の定める保育士配置基準にみあうものにするよう、自治体に対し働きかけすること。

厚労省回答:院内保育所への補助基準という意味での配置基準については、基金におきまして、各都道府県が実施する補助の仕組みとして、保育児童数に応じた保育士数を設定するものと承知しているところです。

2.企業主導型保育事業の保育所で保育を受けているこどもたちへの対策強化を要望する。

(1)こども家庭庁では保育の政策分野で「全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいく」と示しているが、創設前の児童数は助成されていません。同じ企業主導型の中で子ども達に格差が生じることになる。こども家庭庁全体として全ての児童が保障される制度を考え助成すること。

こども家庭庁回答:「企業主導型保育事業とは」とは平成28年度に企業の福利厚生と、待機児童対策の両輪をカバーするというような目的で平成28年度以降の新たな受け皿整備の観点で作られた制度です。本事業の目的等を勘案すると、射程から外れてしまいますが、保障の対象としていかどうかに関しては内部でも更なる検討の上でといった形になるかと考えます。

(2)障害児加算については、認可と格差なく障害児1名から加算対象とすること。障害児の人数に応じた加配が出来るよう加算すること。

こども家庭庁回答:企業主導型保育に関しては、令和四年度から新たな加算として創設された障害児2名につき保育従事者1名の配置基準を踏まえて、加算ということで設置されています。加算の増額・増補に関しては追加の財政支出を伴うため、他の制度との兼ね合いも含めながら検討させていただく段階となっています。

(3)医療の現場を支える人材確保のため、多様な就労形態に対応した保育(日曜、夜間、泊り、就労日数の少ない保護者、一時預かり保育など)を受けもっている現状。一時預かり保育の質向上のためにも多様な就労形態に対応する保育に助成金を増額すること。

こども家庭庁回答:企業主導型保育事業自体が、この多様な就労形態に対応するために、例えば週開所の日数・開所時間・利用日数等といったところで柔軟な運用を認めて助成金が払われる仕組みです。単価の更新や引き上げについては年々、認可保育所の公定価格の単価の更新に合わせて対応しております。利用人数に応じて制度をご活用いただくよう承知しています。

(4)認可基準を満たしている企業主導型保育所に対しては、認可移行を推進すること。現在も希望待機児童を抱えている地域は存在していることから、地域の実情を鑑みたうえで定員を増やすなど対策を講じる事。

こども家庭庁回答:企業主導型保育事業自体が事業開始から10年を迎えるにあたり、施設運営者にアンケートを実施中。事業の安定的な運営や適正化は検討課題を把握し、その中で、企業主導型保育事業自体の今後の方向性を今まさに内部で検討中です。次年度に向けて、ご要望の定員を増やすことも含めて、どのような措置が取れるか検討しているところです。制度の策定の参考にさせていただきたいと考えています。

3.病児保育事業の保育施設で保育を受ける子ども達への対策強化を要望する。

(1)病児保育所で働く保育士の処遇改善手当を委託費の中から支給できるよう、各自治体に示すこと。

こども家庭庁回答:病児保育施設の運営に要する費用として、まずは安定的な運営を行えるよう受け皿の拡充のための財政支援を進めてきています。病児保育事業の実施に必要な費用の補助は、事業実施に最低限必要な事業費に相当する基本分単価と年間のべ利用児童数に応じた加算等を設けています。令和5年12月22日に決定いたしました子ども未来戦略を踏まえて、勤務の特殊性を評価して基本分単価の引き上げを行っております。

(2)病児保育の専門性を高めるため、キャリアアップ研修の様に研修を位置づけること。

こども家庭庁回答:病児保育に従事する職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について定めています病児病後児保育研修を受講していただくようお願いしています。研修費用参加費用とその研修の代替待機職員の配置に要する費用を計上しております。今年と調査研究も実施し、現場の声を伺いながら、子どもの健康と健やかな育ちのための事業の充実に向けて、取り組みを引き続き進めてまいりたいと思っています。

◆保育世話人からの質問に対する回答

Q1 基準単価が増額(2025年10月14日通達)されました。今年度からの執行が一部の都道府県と把握しています。全ての都道府県で今年度から執行され院内保育所で働く保育士の処遇改善につながる事を強く願います。

厚労省回答:一般の締切りが、その増額申請していますので、それに伴う変更という手続きをしないといけない関係上、その手続きが遅いところをずっと待っていては、逆に言えばなかなか職務がわからないという状況になってしまいますので、一旦締切りますが今後もご相談に応じて対応していく。もちろん、来年度、引き続き対応を進めていくことになります。全て47都道府県が申請してももちろん大丈夫です。年明けに都道府県担当者に説明会を実施します、引き続き都道府県の皆様に正しく認識されるように努めてまいります。

Q2 労働局の運営費補助を受けていた保育所が、10年間で労働局の補助金が終了しその後、地域医療介護総合確保基金の運営費補助金を申請しようと問合せしたが、県の担当者から申請できないと言われて困っている件

厚労省医政局回答:基金の要項を都道府県がどのように定めているかと、その前の支援が一体どういう枠組みに基づいた支援なのかを確認いただかない正確なご回答は難しい。県の担当者はどういう理由で補助ができないと言っているかというところをご共有いただきたい。仮に基金の通知の中で、引っかかる部分があるのであれば、深掘りして調査してお伝えするっていうことはできると思いますが、今の情報ではどこのところに問題があるかまだわからないというところもございます。

Q3 院内保育所が保育所の認可基準を満たしているにもかかわらず、認可移行できない保育所の件

こども家庭庁回答:認可の基準を満たしているが自治体が認めてくれずなかなか認可に移行できないということは、時々聞くことがあります。特にその院内保育の場合は、その保育の行う目的が若干異なり子ども家庭庁で整備をしているのは、いわゆる広く地域の保育人数を把握して、それを受け皿として財政支援していまして病院の運営に必要なものを整備しているわけではないのです。その点がまず大きく違うところです。その上で、子ども家庭庁でも、その地域の保育人数は把握をしています。その中で、通常の時間の保育の他に、夜間の保育ニーズ、24時間の保育ニーズも毎回の調査の中では把握をしております。特に夜間に關しては、一定程度、本当は認可に移行したいがなかなかできないというところがあり、そこに関しては今年度夜間に特化した調査研究を一本立てて、さらに実情を深く把握しようとしています。現状においても、夜間ができる限り認可保育所ができるように、補助事業がありますがうまく活用できていないこともありますのでそういうところを調査研究の中で明らかにしつつ、地域の中で発生している保育ニーズに関しては、できるだけ認可が移行できるように支援をしていきたいと思っています。ただ、その自治体が認めないニーズというものの中には、医療機関の運営のために必要で、認めていないというものもあります。そちらに関しては医療機関の運営に必要なものとして厚生労働省の方の基金、どちらかというとそちらの方で支援をしていただくニーズになるかと思っています。……説明の仕方が悪かったのですが、働く人の全てに対して保育ニーズは把握しています、それは当然医療機関で働く人も含めた保育ニーズを自治体が把握をしています。その上で、認可の受け皿整備をしているところで、今は過渡期にあり待機児童が徐々に減少している中で、自治体においても検討課題になっていると思います。国においては、その認可に至るまでのその過程についても財政支援を行っていますので、今基準を満たしていないても、運営費補助などは受けられるという仕組みにしており財政面もサポートしている状態です。必要性は、やはり地域の保育ニーズがどれくらいあるかというのを最も正確に把握しているのは自治体ですのでその点は實際においても判断していただくことになります。そこで必要と判断された場合は、その財政面や助言も含めて国からのサポートはありますので活用していただければと思っています。国においても、毎年認可化移行というのは大きな関心事項ではありますので、毎年調査も行っていまして、どれくらいがその移行をしているのか、移行しなかった場合、その理由は何なのかなっていうことも含めて調査を行っています。実情も把握しながら、自治体と一緒に考えていきたいと思っています。

Q4 認可保育所で賄えない夜間等を院内保育所で担っているが運営費補助金の加算のみの申請ができない件

こども家庭庁回答:国を挙げて自治体の公の力で保育の受け皿を確保してきました。認可に移行したら待遇が全然違うというお話を今いただきましたが、やはりそれだけの多くの保育の受け皿は、ほぼインフラのようなもので固定価格という大きな枠組みの中で財政支援をしています。個別に院内保育所や企業で独自で実施しているものはもちろん承知しているのですけど、まずは、その公の機関でしっかりとその国と自治体が連携をして、まず地域の保育の受けざるを整備するという意識がありまして、そういう意味で、財政スキームはそういう形が基本的になっています。我々としても、夜間や24時間の保育も含め、本来であれば法的な部分で認可として担っていくという考え方が、基本にはありますし、今回その調査研究を立て、どうして認可が実施できないのかを把握しています。院内保育所について認可外の方が多いと思います。けれども、夜間保育のニーズを担っているようなところも一部あるということは把握しております。どうして認可化移行できないのか、基準を守れないという院所もありますし、その他保育士確保が難しい等様々な課題があるということは承知しています。できる限り国の中で、すでに補助事業がありますので、まずは認可化移行を促すということが基本と考えています。それを検討した上でも、どうしてもこの部分は認可外でしか担えないというところについては、本当に今後の検討課題になっていています。来年度以降、どのようにしていくかということは私たちの室内でも検討したいと思っています。夜間保育所については視察なども様々行かせていただいていまして、医療従事者の方はもちろん他にも空港や裁判官、逮捕状を出さないといけないので、夜間勤務がある等の事情がある職業はかなり幅広くあると認識しています。子ども家庭庁の立場としては、院内保育所に特化というよりも、様々なその職業ニーズを把握しながら幅広くカバーをしていきたいというふうに思っています。

Q5 移行前から院内保育所から担っていた園児数が企業主導型の助成の対象とならない件

こども家庭庁回答:新設された定員増という枠で助成するというのが企業主導型の仕組みとしてあります。そうした声は度々いただきます。本体部分の定員がある程度埋まった上で、超えた部分に関しては助成させていただく制度になっております。制度開始10年目となり時が経ち待機児童が減少傾向になり、従業員の方のライフステージの変化や保育のニーズ自体が減少している事業者の方で、更に定員を増やしたいというご要望もいただいているので、社会的な公的なお金でどのように有効活用していくか、この制度の枠の中でどのような方が今後できるのかも踏まえ、定員調整、ルールを整備、必要な加算なども現場の声も見極めつつ、皆さんに影響が出る部分についても、何らか打ち手ができるか検討している段階です。

Q6 企業主導型の助成や保育士等の配置基準が認可保育所と比べて年度遅れ実施となっている件

こども家庭庁回答:企業主導型保育事業は、予算の要求という観点と違い全額事業主給付金が財源です。要するに経済団体宛てにこういった使い方をしてというのを個別に協議しながらで検証していく流れです。認可で手当された分について、個別に並びを取らないと、現場の負担につながるという観点で個別に議論していく流れです。その中で公定価格の引き上げについては、これから協議の段階ですが、しっかりと追いつくよう調整を進めているところです。

Q7 病児保育所の補助の内2024年度より上乗せされた約140万円について人件費に充てるように通達してほしい

こども家庭庁回答:病児保育はなかなか経営が安定しないと言われております。お子さんの病気は回復する方がぞましいが回復すると病児保育利用が減少する。そのため、利用されないことは悪いことではないが経営していく側としては予定を立てて人員体制を確保する必要があるため、その部分でキャンセル料加算をつけ、また感染症の対応加算などもつけ、安定的に運営していただきたいと思っています。もちろん人がいないと保育は回っていかないので人件費にということはありますがトータル的に運営上様々な部分でお金を要しますので人件費に限定してお伝えする事は難しいと考えています。

現場のニーズを把握しているのは自治体ですが地域間で格差はあると認識しています。各自治体それぞれの課題がありますが、あまり地域間で同じ病児だけれども、使える施設が少ないというところはないような形で進んでいくのが一番望ましいというふうには思っています。アンケートで施設からの声を聞き標準的にできるよう、一律にはできませんが、利用する方に差がない、利用できる環境は整えていきたいというふうに思っております。